

仕様書

2023年10月
公益財団法人日本台湾交流協会
貿易経済部

1. 件名

「台湾のヘルスケア市場における日本企業の進出機会等に関する調査」

2. 事業の背景・目的

日台ともに高齢化社会を迎え、同様の課題を多岐にわたり抱えている。本調査は、台湾における予防医療について、一次予防（健康管理、予防接種等）、二次予防（診断、早期発見、早期治療等）、三次予防（重症化・再発防止等）に関し、文献調査やヒアリング調査を行うことで、台湾ヘルスケア市場のニーズや規模等の実態や対策、今後の展望について把握し、日本企業の事業参入及び台湾企業との協業の展望について、一助とすることを目的とする。

3. 事業の内容

上記目的を達成するため、以下の項目の調査等を実施する。

調査項目1 日台ヘルスケア市場の全体像の調査(デスクトップ調査)

- (1) ヘルスケアの中核である予防医療の①一次予防、②二次予防、③三次予防の段階毎に、主に文献調査等を通じて、日台の医療市場の概要・規模などを把握し、その結果を報告書に取りまとめる。
- (2) 医療行為にて必要となる製薬産業に関し、主に文献調査を通じて、日台市場の概要・規模などを把握し、その結果を報告書に取りまとめる。
- (3) 医療行為にて必要となる医療機器産業は、電子・電機製造業を強みとする台湾において注目分野であり、大手企業を中心にスマート・ヘルスケアへの事業参入もみられる。主に文献調査を通じて、台湾の医療機器の市場概要・規模、日本の医療機器産業の動向などを把握し、その結果を報告書に取りまとめる。

調査項目2 台湾の各ヘルスケア市場の現状及び課題の調査(ヒアリング調査)

- (1) コロナパンデミックに伴って生じた医療課題に対し、台湾の医療産業ではDXやスマート・ヘルスケアの進展が加速している。特に医療現場のDX推進実態を含めて、台湾医療産業の構造、動向、課題、日台協業可能性等に関して、台湾を代表する病院グループ等にヒアリング調査を行い、その結果を報告書に取りまとめる。

- (2) 台湾当局は1980年代から積極的に製薬産業の発展を図ってきたが、基本的には後発薬が中心であり、先発薬は少ないのが現状であった。しかし、近年、バイオベンチャー企業等を中心に、積極的に先発薬を開発している企業も出てきている。台湾製薬産業の構造、動向、課題、日台協業可能性等に対し、製薬企業等へのヒアリング調査を行い、その結果を報告書に取りまとめる。
- (3) スマート・ヘルスケアの流れに伴い、電子・電機製造業が強い台湾では大手をはじめとして、医療機器産業に参入していく動きがみられる。また、近年新たに参入してきた新興医療機器メーカーも出てきている。台湾医療機器市場の構造、動向、課題、日台協業可能性等に対し、医療機器メーカー等へのヒアリング調査を行い、その結果を報告書に取り纏める。

調査項目3 台湾ヘルスケア市場における日本企業の進出機会

- (1) 調査項目1、2の調査結果を踏まえて、日本企業の強みや、台湾ヘルスケア産業の課題解決やニーズに対応した日本のソリューションや製品、技術等の推進状況等について取りまとめる。
- (2) 台湾ヘルスケア産業の課題や日本への期待、日本における関連ソリューションや製品等を踏まえて、日台間の協業可能性のある分野や日本企業の台湾進出機会についての分析を行う。
- (3) 日台協業の実例がある場合についても取りまとめる。

4. 実施方法

(1) デスクトップ調査

先行研究に加え、日本・台湾・それ以外の公的・民間機関の調査報告書やデータベース、事業者等のホームページ等で発表されている公開情報等の調査により、上記1の実態を把握する。

(2) 企業及び関係機関等へのヒアリング調査

上記2に必要な情報収集のため、台湾当局、大手企業の経営陣や学界有識者などにヒアリング調査を行う（オンラインも可。20機関程度を想定）。ヒアリングに必要な資料、質問事項は概要につき当協会と事前に相談し、了解を得た上で、日本語、英語または中国語で作成しておくこと。

なお、受託者が海外に有する関係会社や協力会社等を通じての実施が望ましい。

(3) 調査報告書

本事業の実施結果を報告書に取りまとめるほか、収集資料のリスト化を行う

こと。

(4) 諸条件

4. (1) から (3) の実施にあたっては、事前に当協会と協議し、ヒアリング結果、事業の進捗、報告書のとりまとめ方法等について定期的に調整・共有すること。

また、当協会の事前承諾を条件として、海外渡航及び国内ないしは域内出張（招聘も含む）を数回程度（一回あたり数日～5日程度とし、渡航・出張・招聘者は一回あたり2名程度）認める。

5. 実施期間

当協会の指定する日から令和6年3月15日（金）まで

6. 提出物

契約書に記載のある所定書類以外の提出物は以下のとおり。

(1) 調査報告書

調査報告書および調査で得られた元データを納入すること。

調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式（Word形式等）のファイルも納入すること。オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、当協会以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、報告書内に出典を明記すること。

調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、可能な限り限られた数のフォルダに格納した上で納入すること。

(2) 報告書概要

調査報告書内容の概要につき、PowerPoint等（スライド）をPDF化したものを30スライド程度で作成する。PDF形式に加え、機械判読可能な形式（PowerPoint形式等）のファイルも納入すること。

7. 提出方法・期限

提出期限：令和6年3月15日（金）

提出方法：当協会担当者（鳴海、小野、坪井、堀江）への提出

提出方式：報告書の電子媒体（CD-R等）1件（コピー可能なもの）、または当協会がダウンロード可能なクラウドを通じた提出

8. 事業予定

事業期間中における想定スケジュールは以下のとおり。

令和5年11月中	弊協会との契約、可能な限り2週間に一回の簡易報告
令和5年12月中旬	中間報告会
令和6年1月中	報告書の取りまとめ、案の提示
令和6年2月中旬	最終報告会、報告書提出
令和6年3月中旬	確定検査

9. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」に規定された対策を講じるものとする。

10. 情報管理体制

(1) 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を、提案書に含めるなどして契約前に提出すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当協会の承認を得た場合は、この限りではない。

(3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

11. 履行完了後の情報の取扱い

当協会及び国から提供した資料又は当協会及び国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、当協会担当者の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

12. 業務委託料の支払い

委託料は、全委託業務完了後、当協会が提出を受けた「業務完了報告書」の検収を行い、合格した後に契約書に基づき請求できるものとする。当協会は、請求書を受領した日から40日以内に、その請求額を受託者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。

13. その他

各業務の実施に当たっては、当協会担当者と密に連携をとり、協議の上行うこと。また、調査の進捗状況は随時報告し、不明な点は当協会担当者の指示を仰ぐこと。

14. 問い合わせ先

公益財団法人日本台湾交流協会 貿易経済部（担当：鳴海、坪井、堀江、小野）

電話 03-5573-2607

E-mail bokei-k1@k1.koryu.or.jp